

令和6年6月3日

## **竹原市測量・建設コンサルタント等業務 最低制限価格の算定方法を見直しました**

**(令和6年6月1日以降の公告案件から適用されますのでご注意ください。)**

- ◎ 最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。
- (1) 測量業務  
直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.50）
  - (2) 建築関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）
  - (3) 土木関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.50）
  - (4) 地質調査業務  
直接調査費＋（間接調査費×0.9）＋（解析等調査業務費×0.8）＋（諸経費×0.50）
  - (5) 補償関係コンサルタント業務  
直接原価＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.50）
  - (6) 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8.1まで（(1)の場合は10分の6から10分の8.2まで、(4)の場合は3分の2から10分の8.5まで）の範囲で定めます。
- ◎ (1)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (2)の場合で、算定額が予定価格の10分の7.5を超える場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (3)(5)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.1を超える場合にあっては予定価格に10分の8.1を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (4)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。
- ◎ (1)～(6)の2以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した額の合計額をもって算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。